

大熊町移住定住調査等業務委託
技術提案書プロポーザル公募について

1 業務の目的

大熊町では、「大熊町第二次復興計画改訂版」（平成31年3月）において、「避難先及び大熊町内での安定した生活」と「帰町を選択できるとともに、町外からも人が来なくなる環境づくり」という2つの計画理念に基づき各復興事業等を進めている。

当町のまちづくりにおいて、移住定住施策等による新規住民の獲得し、町を発展させることは重要な取組の一つであり大熊町第二次復興計画の重要施策にも挙げられる。本業務は「大熊町移住・定住促進中期戦略」に定める主要な移住者層が求めるものを明確化し、それに対する施策立案や広報戦略策定を目的として、「大熊町移住定住調査等業務委託」（以下、「本業務」という。）を実施する。

2 業務内容

- (1) 対象業務 大熊町移住定住調査等業務委託
- (2) 仕様 別紙「大熊町移住定住調査等業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託業務期間 委託契約の締結の日から、令和5年3月31日までの期間
- (4) 委託費の上限 金9,966,000円（消費税及び地方消費税込み）

3 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザルの参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる①～⑧の条件を全て満たしている者とする。なお、条件を満たさない者の技術提案は受け付けない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条4の規定に該当しないこと。
- ② 公告の日から技術提案書提出期限の日までの間に、大熊町の工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和61年10月21日訓令第1号）による入札参加制限中の者でないこと。
- ③ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者でないこと。
ア 破産者で復権を得ない者
イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当するものでないこと。
ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者
イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続き開始の申し立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む）がなされている者

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第 3 条 1 項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑦ 地方公共団体から令和 2 年度又は令和 3 年度において、移住定住に係る調査業務又は広報戦略に係る業務を受託した実績があること。
- ⑧ 租税を完納していること。

(2) 実施要領等の入手方法

本プロポーザルに係る様式等については、大熊町のホームページからダウンロードして入手すること。なお、大熊町役場の窓口又は郵送等での配付は行わない。

4 スケジュール及び様式一覧

(1) スケジュール

項目	日程
公募開始	令和 4 年 6 月 17 日(金)
質問受付期限	令和 4 年 6 月 22 日(水)16:00 まで
質問回答	令和 4 年 6 月 27 日(月)
参加資格確認申請書提出期限	令和 4 年 6 月 29 日(水)16:00 まで
技術提案書提出期限	令和 4 年 7 月 5 日(火)16:00 まで
審査会（プレゼンテーション）	令和 4 年 7 月 15 日(金) ※ただし、参加者多数の場合は日程を調整する可能性があり、確定した日時は別途通知する。
審査結果の通知	令和 4 年 7 月 19 日(火)

(2) 様式一覧

様式番号	項目
様式第 1 号	質問書
様式第 2 号	プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書
様式第 3 号	会社概要
様式第 4 号	守秘義務誓約書
様式第 5 号	業務実施体制書
様式第 6 号	暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

5 質問等の受付

質問については、以下により受け付ける。

(1) 受付期限 令和4年6月22日(水) 16:00まで(必着)

(2) 提出方法

質問書(様式第1号)により、大熊町役場生活支援課宛てに電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「【質問書】大熊町移住定住調査等業務委託」とすること。なお、電話による質問は受け付けない。

メール：seikatushien@town.okuma.fukushima.jp (生活支援課宛)

(3) 回 答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和4年6月27日(月)に大熊町役場のホームページに公表する。なお、個別での回答は行わない。

6 プロポーザル参加資格確認申請書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、次のプロポーザル参加資格確認申請に関する書類を提出し、本プロポーザルの参加に必要な資格確認を受けること。資格確認の結果について、後日町から通知を行う。なお、この提出がない者の技術提案は受け付けない。

(1) 提出期限 令和4年6月29日(水) 16:00まで(必着)

(2) 提出先 大熊町役場 生活支援課

(3) 提出書類

① プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書(様式第2号)

② 会社概要(様式第3号)

③ 本要領3プロポーザルに係る事項(1)プロポーザル参加の要件⑦に示す業務実績を満たしていることを証する書類の写し

(4) 提出方法

予め提出日時を連絡のうえ、電子メール、郵送(簡易書留)、または持参

7 技術提案書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、次の技術提案に関する書類を提出期限までに提出すること。

(1) 提出期限 令和4年7月5日(火) 16:00まで(必着)

(2) 提出先 大熊町役場 生活支援課

(3) 提出書類

① 技術提案書及び工程表(様式任意。但し、日本工業規格A4判とする)

② 事業経費積算書(様式任意。但し、日本工業規格A4版とする)

③ その他技術提案を説明するのに必要な書類

④ 会社概要(様式第3号)と、直近2年分の決算書又は事業報告書(収支状況が分か

るもの)

- ⑤ 守秘義務誓約書（様式第4号）
- ⑥ 業務実施体制書（様式第5号）
- ⑦ 定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの）
- ⑧ 法人登記簿の写し（申請受付日の3ヶ月以内のもの）
※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。
- ⑨ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第6号）

（4）提出部数

- ・①～⑨につき、印刷1部及びPDFデータ
- ・その他、審査委員会用のPDFデータとして、①技術提案書、④会社概要（決算書類除く）及び⑥業務実施体制書について、一つのPDFデータに合体させたものを提出すること。（④、⑥、①の順とすること）

（5）提出方法

予め提出日時を連絡のうえ、電子メール、郵送（簡易書留）、または持参

8 技術提案書の内容

技術提案書には別紙「大熊町移住定住調査等業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）に基づき作成すること。

なお本業務では、移住定住施策に対する一般的な知識・経験・ノウハウ等に加えて、大熊町の地域特性等を十分理解することが必要不可欠であるため、提案者は「大熊町第二次復興計画改訂版（平成31年3月）」及び「大熊町移住・定住促進中期戦略」を熟読した上で資料を作成すること。

※大熊町第二次復興計画改訂版は、大熊町公式ホームページに掲載されている。

（1）提案内容

- ① 大熊町移住定住施策企画立案等支援
- ② 移住定住に係る広報戦略の策定等
- ③ その他検討会や移住定住促進に係ること

（2）留意事項

仕様書中、委託内容に記載している各業務が、円滑に着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。また、各業務をどのように連携して実施するかについて具体的に提案すること。

9 技術提案書等の提出に際しての留意事項

（1）失格又は無効

次の各号の一に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ① 提出期限を過ぎて技術提案書等が提出された場合。
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。
- ③ 積算書が委託費の上限額を超過する場合
- ④ 提出書類に不備があった場合。
- ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ⑥ 当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員等）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合。
- ⑦ 本要領に違反すると認められる場合。
- ⑧ その他、町が予め指示した事項に違反した場合。

(2) 複数技術提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の技術提案書の提出を行うことはできない。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(5) その他

- ① 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- ② 提出された技術提案書等は返却しない。

10 審査に関する事項

(1) 審査方法

町は本業務に関する審査委員会において提案内容を総合的に評価し、契約候補者（単独随意契約候補者）を特定する。

(2) 審査会（プレゼンテーション）

技術提案書及び技術提案者からのプレゼンテーション形式により審査を行う。

本審査で特定された者を契約候補者とし、契約締結の手続きを行う。

① 開催日時及び会場

令和4年7月15日（金）

※ただし、参加者多数の場合は日程を調整する可能性があり、確定した日時は別途通知する。

大熊町役場 災害防災棟 2階 会議室

※技術提案者が審査会場に入室できる人数は4名までとする。

② 審査所要時間

プレゼンテーション 20分以内、ヒアリング 15分程度を目安とする。

③ 評価基準

下記の項目に基づいて評価・採点を行い、総合点数が最も高い提案者を特定する。

ただし、審査員の平均点数が 50 点を満たさない者は特定されない。

なお、総合点数が同点の場合には、見積額が安価な提案者を上位とし、見積額も同額の場合は審査委員会の合議により順位を決定する。

④ 通知等

町は審査結果を速やかに参加者に通知する。なお、審査結果や選定内容による異議申し立ては受け付けない。

⑤ その他

- ・提案者が 1 社のみの場合においても、本審査を実施する。
- ・プレゼンテーションは、提出した技術提案書を基に行うこととし、技術提案書に記載のない新たな提案等を行わないこと。
- ・新型コロナウイルスの感染状況により、本審査会をオンライン形式にて開催する可能性がある。その際の開催方法等については、別途通知する。
- ・プレゼンテーション当日の機器等の準備については、開催日時と合わせて別途通知をする。

【評価概要】

評価内容	配点
業務遂行	25 点
技術提案	65 点
金額評価	10 点
合計	100 点

【評価基準】

評価項目	評価の視点	配点	採点
1. 業務遂行		(25)	
① 計画	提案された計画の工程が明確化されており、次年度やそれ以降の事業に反映できるものとなっている。	5	
② 体制	提案された計画を実施する十分な体制か。また、多角的な目線で町の施策や魅力を情報収集し、調査等へ反映出来る体制となっている。	10	
③ 実績	地方公共団体から受託した事業で、移住定住の調査や施策立案等の実績か、広報戦略の策定に係る実績がある。または、両方の実績がある。	10	
2. 技術提案		(65)	
④ 業務や課題	大熊町が置かれている状況や大熊町移住・定住中期戦略を十	10	

	の洗い出し	分に理解した上で、必要な業務や課題等の洗い出し、提案がされている。		
⑤	調査への理解	各対象への調査目的と実施先が明示されており、想定される調査内容から意図や効果が具体化されている。	10	
⑥	調査結果の分析及び施策提案に係る方針	調査実施後の取りまとめや分析について、方針が明確になっている。また、調査結果の分析から施策提案までの手法について検討されている。	10	
⑦	広報戦略に係る移住定住情報の分析・課題抽出	町の移住定住に係る情報（施策、魅力、方針など）について、現状を把握した上で分析されており、それに対する課題の抽出がされている。	10	
⑧	広報戦略策定に係る方針	分析結果や課題に基づいた広報戦略策定の方針や工程（媒体毎の優先度やタイミングなど含め）が検討されている。	10	
⑨	情報発信に係る提案の独自性	独自の視点で町の移住定住に繋がる施策、魅力を見出し、提案されている。	10	
⑩	検討会議の運営支援、調整	移住定住に係る検討会議を実施する上で、町の体制を把握し、必要な支援や調整、調査結果などを会議に反映することが検討されている。	5	

【積算額の評価】

以下の算式により換算し、得点を付与する。なお、得点化の際は、小数点以下を切り捨てるものとする。

$$\text{価格点} = 10 \text{ 点} \times (\text{全提案者中の最低積算額} / \text{当該提案者の積算額})$$

【評価方法】

評価項目毎に評価点を付す。

【評価点】

評価	配点 (5 点)	配点 (10 点)
優れている	5	10
やや優れている	4	8
普通	3	6
やや劣る	2	4
劣る	1	2

【評価点の算出式】

評価する審査員の評価点の総合点数

1 1 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

特定した契約候補者と町が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は提案時の積算額を超えないものとする。

(3) その他

契約候補者と町との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合点数が次点であった提案者と協議する。

1 2 問い合わせ先及び各種書類の提出先

大熊町役場 生活支援課

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

電話番号 0240-23-7456

メールアドレス seikatushien@town.okuma.fukushima.jp (生活支援課宛)